

# 富山県企業立地助成制度の概要

令和8年4月 助成制度を改正しました！

(R8.4 現在)

## 1. 工場、事業所の立地に対する助成

・1工場敷地あたりの通算限度額 **最大50億円**\*7

### 成長産業立地奨励事業(R8.4~NEW!)

工場、事業所の立地に対する助成において、下記①~③の要件を全て満たす場合、**新規雇用者要件を10人→5人に緩和し、助成率を5%、限度額を3億円それぞれ上乘せ。**

(令和8年4月1日以降に着工する事業に限る)

- 富山県が定めた成長産業分野\*1又は市町村が定めた分野\*2に該当する事業
- 投下固定資産額が30億円以上
- 地域経済牽引事業計画の承認及び先進性の確認\*3

\*1: 富山県が定めた成長産業分野は下記の通り。

- A グリーン (再エネ、水素・アンモニア、蓄電池、カーボンリサイクル・マテリアル、資源循環)
- B モビリティ (次世代自動車、航空宇宙)
- C デジタル技術基盤 (半導体、ロボット、電気電子、デジタルインフラ、情報処理)
- D 医薬・バイオ・ヘルスケア (医療・介護、医薬、ヘルスケア)

\*2: 詳細はお問い合わせください。

\*3: 地域未来投資促進法に基づく事業計画の先進性等を確認するプロセス。

### ① 工場の立地に対する助成

初立地: 県内に工場等を初めて建てる場合  
既立地: 県内に工場等が既にある場合

対象業種	助成対象	交付要件 (投下固定資産額*1、新規雇用*2)	助成率*4	限度額 (県1/2、市町1/2)
製造業	・土地 ・建物 ・設備 (設備のみの取得を除く)	5億円以上 かつ 10人以上 新たに取得する敷地…土地取得(賃借)後3年以内に操業開始 既存敷地…工事着手後1年以内に操業開始	投資経費*3の 【初立地】 10% 【既立地】 5%	【初立地】2億円 【既立地】1億円
		上記を満たし、かつ50億円以上または60人以上*5	5%	【初立地】5億円 【既立地】2.5億円
		100億円以上 かつ 100人以上*6	投資経費*3の 10%	30億円

### ② 事業所の立地に対する助成

対象業種	助成対象	交付要件 (投下固定資産額*1、新規雇用*2)	助成率*4	限度額 (県1/2、市町1/2)
ソフトウェア業 情報処理・提供 サービス業 等	・土地 ・建物 ・設備 (設備のみの取得を除く)	5千万円以上 かつ 10人以上	投資経費*3の 【初立地・ 既立地】 5%	1億円
		上記を満たし、かつ50億円以上 または 60人以上*5		2.5億円
		100億円以上 かつ 100人以上*6		15億円
デザイン業		5千万円以上 かつ 5人以上		1億円

\*1: 事業の用に供するために必要な固定資産及びコンピュータ等の取得価額の合計額。

\*2: 新規雇用は、正規職員の増加分(福利厚生業務従事者を除く)とし、県外の工場等からの転入者も含む。

\*3: 土地、建物及び設備の取得に要する経費(車両及び運搬具、工具、器具、備品等を除く)。

\*4: 投資経費が100億円を超える部分については、助成率2%(製造業以外1%)を適用。

\*5: 知事が特に認める場合に適用。

\*6: 大規模で産業構造の高度化に資すると知事が特に認めるもの。

\*7: 投下固定資産額100億円以上かつ100人以上等に係る助成金の交付を受けた場合。

工事着工日(オフィス賃借料助成は契約日)の1か月前までに事前申請が必要です。  
期限を過ぎた場合は申請ができませんので、お早めにご相談ください。

## 2. オフィスの賃借料等に対する助成(IT・オフィス系企業立地助成金)

対象業種	助成対象	交付要件(新規雇用* <sup>2</sup> )	助成率 助成額	助成期間	限度額 (県10/10)
ソフトウェア業 情報処理・提供 サービス業 等	オフィス賃借料	10人以上  <本社機能* <sup>1</sup> 移転の場合> 5人以上 (中小企業1人以上)	50%	3年間 (特認6年間* <sup>3</sup> )	1,200万円 /年
	回線使用料				2,000万円 /年
	新規雇用者	50万円 /人	3年間 (特認6年間* <sup>4</sup> )	1億円	

- \*1: 「調査及び企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「情報サービス事業部門(ソフトウェア開発含む)」、「商業事業部門の一部」、「サービス事業部門の一部」、「その他管理業務部門」のいずれか。  
 \*2: 新規雇用は、正規職員の増加分とし、県外の事業所からの転入者も含む。  
 \*3: 新規雇用60人以上かつ市町村からも助成を受ける場合。  
 \*4: 操業開始後3年以内に「とやま女性活躍企業」の認定を受け、かつ、新規雇用者に占める女性の割合が4割以上の場合又は操業開始後3年以内に「ユースエール」の認定を受けた場合。

## 3. 研究所の立地、研究者等の雇用に対する助成

### ① 研究者等の雇用に対する助成 (助成額=対象経費×助成率)

\*知事が特に必要と認めた場合。

対象業種	助成対象	交付要件(投下固定資産額、研究者の新規雇用)	助成率	限度額 (県10/10)
自然科学研究所 (試験、開発研究等)	・土地 ・建物 ・設備 等	投資額1億円以上かつ研究者10~29人	対象経費の 15%	1.5億円
		同上かつ研究者30人以上	対象経費の 20%	2億円
		同上かつ研究者60人以上		5億円*

「成長産業3分野(高機能素材、デジタルものづくり、ライフサイエンス)」に該当し、特定業務施設整備計画を作成して知事の認定を受けた場合、雇用要件を上記の1/2に緩和(投資要件、助成率及び限度額は同じ。)

### ② 研究者等の雇用に対する助成 (助成額=研究者・デザイナー雇用数×助成額)

対象業種	交付要件(投下固定資産額、研究者等の新規雇用)	助成額	限度額 (県10/10)
・自然科学研究所の研究者 ・デザイン業のデザイナー	3千万円以上かつ10人以上	50万円/人	1億円

## 4. 本社機能の県外からの移転に対する助成(とやまホンシャ引越し応援特別枠)

助成対象	交付要件(投下固定資産額、新規雇用)	助成率	限度額 (県1/2、市町1/2)
・土地 ・建物 ・設備 ・事業所移転費* <sup>1</sup> ・従業員転居費* <sup>2</sup> ・社員寮設置費* <sup>3</sup>	5千万円以上 かつ 5人以上(中小企業は1人以上)* <sup>4</sup>	投資経費の10% (事業所移転費、 従業員転居費は50%) 特認+5%* <sup>5</sup>	5億円
	100億円以上 かつ 60人以上	投資経費の10% (事業所移転費、 従業員転居費は50%)	30億円* <sup>6</sup>

- \*1: 機械・器具、備品等の移転に伴う運送・設置費(県外事業所における取り外し費用を含む。)その他これらに準ずる経費。  
 \*2: 県外から従業員及びその同居家族が転居(本社機能施設等が所在する市町村への転居に限る。)する際の荷造運搬費、転入旅費その他これらに準ずる社会通念上常識的な範囲の費用で、企業が負担するもの。  
 \*3: 県外から転居する従業員を居住させるため新たに取得(本社機能施設等が所在する市町村での取得に限る。)したもの。  
 \*4: 雇用は業務開始後1年以内。ただし、特定業務施設整備計画を作成して知事の認定を受けた場合は、その計画期間内。  
 \*5: 「えるぼし」又は「ユースエール」の認定を受けた場合。  
 \*6: 知事が特に必要と認めた場合。